

一人ひとりの力を合わせて



犯罪のない安全で安心なまちづくり



進めよう、住宅の防犯対策!!

「ただいま!」わが家に帰ってホッとする瞬間ですね。ところが、そのわが家が空き巣に荒らされていたら…。

空き巣をはじめとした侵入盗による被害は、決して経済的な損失だけではありません。わが家の安心が一瞬のうちに崩れ去るショックは想像を超えるものがあります。

犯罪を未然に防止するためには、警察に頼るだけではなく、県民一人ひとりが安全・安心な地域社会の実現に向けて取り組むことが必要です。そのため県では、平成17年7月に「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定し、条例に基づく取組を進めています。

みなさんも、「わが家の安全は自ら守る」を合い言葉に、一人ひとりが住まいの防犯対策について考え、できることから取組を進めましょう。



新潟県